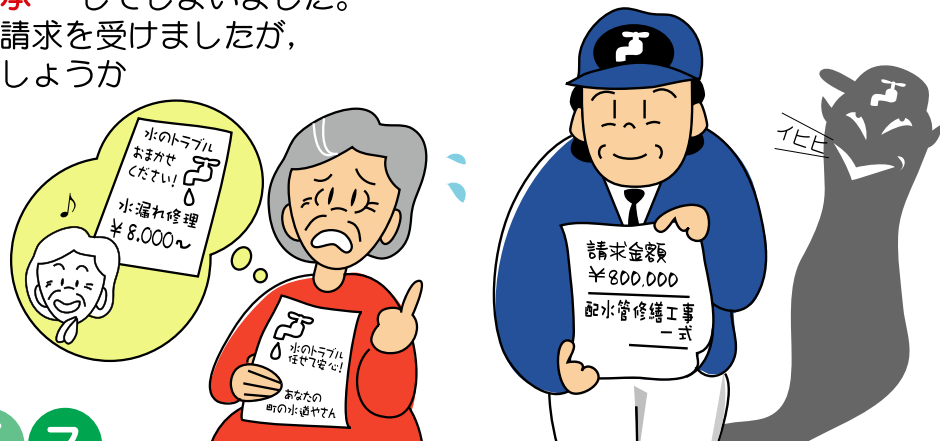


水道修理にまつわるトラブル

相談事例

洗面所の蛇口の水が止まらない※¹ので、慌てて、チラシが入っていた水道業者に電話をしました※²。パッキン交換等の簡単な工事で水は止まったのに、来訪した業者に「排水管が腐っている。洗面台ごと排水管を交換しなければダメだ!」と強引に言われ、工事を了承※³してしまいました。予期しない高額な請求を受けましたが、どうしたらよいでしょうか



アドバイス

依頼したのが水漏れ修理であれば、排水設備工事は依頼した範囲を超えていますので、訪問販売と考えられ、クーリング・オフできる場合があります。**契約した日を含めて8日以内※**であれば**クーリング・オフ制度**を利用することにより**無条件で契約を解除**できます。クーリング・オフは必ずハガキなどの書面で通知してください。証拠が残るように、ハガキの表裏ともコピーを取り、特定記録郵便で水道業者宛てに出しましょう。

契約内容に納得できなければ、すぐに代金を支払わずに、**できるだけ早く京都市消費生活総合センターまでご相談ください。**

※適切な契約書が渡されていない場合や、勧誘に問題がある場合は、8日を過ぎた場合でも交渉可能な場合があります。

ポイント

- ※¹ 慌てずに、まずは水を止めましょう。
元栓、止水栓を閉めれば水漏れは止まります。日頃から止水栓の場所を確認しておきましょう。
- ※² 水道工事・排水設備工事は、京都市の指定工事業者でなければ施工することができません。
指定工事業者の紹介や確認は、上下水道局お客さま窓口サービスコーナー ☎672-7770やお近くの営業所にお問い合わせください。また、上下水道局のホームページでも「京都市指定工事事業者リスト」がご覧いただけます。
- ※³ 工事を依頼する際は、必ず複数の指定工事業者から見積りを取り、内容について十分な説明を受け検討してください。
見積りは有料となる場合もあります。必ず、事前に確認してください。